平成２６年（フ）第２０２５号
札幌市西区発寒８条11丁目３番39号　エチュード811―101号
債務者　佐藤　史弥
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　雅文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２６６号
京都市伏見区桃山町正宗41番地７
債務者　和田　良昭
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　久雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２１３号
長野県須坂市大字幸高61番地
債務者　小林　國雄
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡室　恭輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３１号
大阪府河内長野市向野町734番地　ロイヤルライフ河内の郷301号、前住所大阪府南河内郡千早赤阪村大字千早100番地
債務者　伊藤　澤子（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０３３号
堺市西区上野芝町２丁５番１―1112号
債務者　山本　　学
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２１３４号
神奈川県藤沢市辻堂元町５丁目２番２号　内田荘102
債務者　鈴木　隆幸
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若井　公志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１号
佐賀県唐津市肥前町湯野浦626番地
債務者　釘島　広美
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　智幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第４０２号
金沢市横川５丁目375番地
債務者　浜田　洋平
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　勇樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１７２０号
愛知県春日井市勝川町７丁目34番地　グランドメゾン勝川ネクシティW505号
債務者　渡邊　智美
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　良人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０９５号
横浜市青葉区あざみ野３丁目11番地36　パークハイムあざみ野101
債務者　櫻井清次郎
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　俊太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３号
神奈川県茅ヶ崎市中海岸４丁目10番51号
債務者　剣持久美子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永合　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５５８号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地１街区８棟302号
債務者　吉野　　結（旧氏名吉野正輝）
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６０３号
埼玉県所沢市大字下安松515番地の１　メゾンドアン201
債務者　鈴木　正臣
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３７２号
愛知県碧南市若宮町７丁目56番地　エバーグリーン103号
債務者　デ　アルメイダ　リカルド　フクニシ　こと　ＤＥ　ＡＬＭＥＩＤＡ　ＲＩＣＡＲＤＯ　ＦＵＫＵＮＩＳＨＩ
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第９２０号
堺市東区日置荘北町２丁２番22号
債務者　大湾　信行
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
北海道岩見沢市北本町東１丁目４番３―102号　イズミハイツⅡ１―Ａ
債務者　山内えい子（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部